



2025年1月14日

各位

会社名 株式会社 MIXI
代表者名 代表取締役社長 木村弘毅
上級執行役員 CEO
(コード:2121 東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 CFO 島村恒平
(電話番号:03-6897-9500)

再発防止策の策定および役員報酬の自主返上に関するお知らせ

当社は、2024年12月26日に公表した「調査チームの調査報告書の受領等のお知らせ」に記載のとおり、調査報告書を調査チームより受領し、再発防止策について検討をいたしました。このたび、かかる検討を踏まえ、当社において再発防止策を策定し、これを実施しておりますので、お知らせいたします。

この度は、株主・投資家の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、今回の件を厳粛に受け止めるとともに、今後速やかに再発防止策を実行し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本事案を真摯に受け止め再発防止策を徹底する観点から当社役員より役員報酬の一部の自主返上の申し入れがありましたので併せてお知らせいたします。

記

1. 本事案の調査結果および原因分析

調査の結果、本事案は、当社子会社の元役職員2名による不正であり、当社における組織的な不正であるとは認められておりません。しかし、当社といたしましては、当社における不正行為等の防止のための措置およびモニタリング体制について一定の不備があり、以下の事由に起因して本事案の発生を未然に防ぎ、また、早期に発見することができなかつたものと判断いたしました。

- (1) コンプライアンス意識が欠如していたこと
- (2) 小規模な取引先との間で多額の報酬が払われる取引を行っていたこと
- (3) 特定の取引先対応がブラックボックス化していたこと
- (4) 本件取引先との取引に関するガバナンスが十分でなかったこと
- (5) チャリ・ロト社において内部監査体制が十分に機能していなかったこと
- (6) MIXIグループとしての子会社管理における問題点があったこと

2. 再発防止策の概要

当社は、上記1.の原因分析を踏まえ、以下の再発防止策を講じることを決定いたしました。

(1) 役職員の意識改革

- ① 経営トップによるコンプライアンス意識醸成のためのメッセージを発信
- ② MIXI社、子会社等を対象とした不正防止研修の実施
- ③ チャリ・ロト社において固有の「行動指針」を策定
- ④ チャリ・ロト社内に「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス施策の検討等を実施

- ⑤不正を起こした元役職員の解任および懲戒解雇を行ったこと並びにその内容の周知
- ⑥重要な子会社の役員選任基準としてコンプライアンス意識の高さを求めることを明示

(2) 当社グループにおける子会社ガバナンスの見直し

- ①重要な子会社の取締役、監査役選任時の要件として会社法、財務等に関する十分な知見を備えていることを明文化。また、取締役選任時に対象者の出資や兼業等の状況を確認するとともにその後のモニタリングを実施
- ②重要な子会社については、監査役の業務範囲を業務執行監査に拡大。また、監査役は「年次監査計画」を作成し、MIXI 社コンプライアンス担当本部長への提出を義務化
- ③子会社の監査役と MIXI 社コンプライアンス担当本部長、子会社管理担当本部長が出席する情報共有の場を定期的開催
- ④子会社におけるリスク検知時の対応体制の明確化
- ⑤グループ全体の役職員に対し、内部通報制度の積極的な活用の呼びかけ、啓発を実施
- ⑥チャリ・ロト社役職員に対する不正に関する定期的なアンケート、ヒアリング等を実施

(3) 取引先との関係性の透明化

- ①チャリ・ロト社において、取引先との面談記録を義務化
- ②チャリ・ロト社において、取引先担当の複数名化、ローテーションを導入

(4) 取引先に対するガバナンスの強化

- ①チャリ・ロト社内に「審査部」を設置、購買先の選定審査、管理等を実施
- ②チャリ・ロト社内において、契約締結、条件変更や副業等に関する規程の新設、改定を実施
- ③チャリ・ロト社内において、契約書作成を徹底するとともに、既存契約についても順次見直しを実施し、必要に応じて条件変更や解約等を実施

(5) 内部監査体制の再構築

- ①チャリ・ロト社内部監査室を社長配下から取締役会直属に配置変更、同室メンバーの増員、業務の見直しを実施

3. 再発防止策の実施およびモニタリングについて

2025 年 1 月以降、MIXI 社およびチャリ・ロト社にて着実に改善を進めるとともに、MIXI 社経営企画部にて、進捗状況を適宜取締役会等にて報告を行い、適切なモニタリングを実施してまいります。

4. 役員報酬の一部自主返上の内容

代表取締役社長 上級執行役員 CEO 木村弘毅
月額基本報酬 30%(3ヶ月分)

以上